

【月刊】

# キャッチピース

# 99

通巻175号 02/2/20

## 有事ための法制か 対米協力 のための 有事幻想か

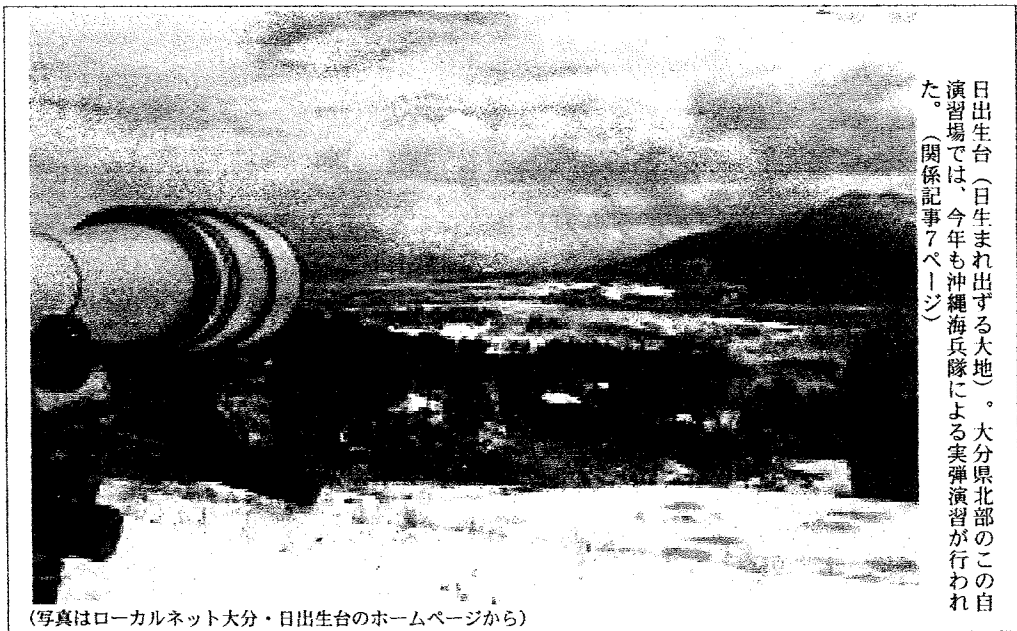
田巻一彦(編集部)

元統合幕僚会議議長の水元勲氏が、朝日新聞の「私の有事法制論」で次のように発言している(3月8日)。「侵略というもっとも厳しい条件における法整備をしておけば、その他のことは、整備しやすい。正直なところ、次のより重要なステップに進むために一つのはずみをつけるという意味もある」。侵略という事態が現実

からずれているのではないかと、との質問への答えである。さらに「議論がさかさまではないか」との問いに対しては、「批判はあると思う。ただ、冷戦終結後のあらたな脅威ということを考えると、核、生物、化学兵器を含むテロ対策や不審船などが、起こる蓋然性は有事より高いかもしれないがし、国際協力も必要だ。有事法制が整備されてたとしても、ポスト有事法制に進んで欲しい」として、「今やらなければ再び忘れ去られる危険性が十分にある」と続けている。

高めにふっかけておいて、取れるだけとる。まるで、地上げ屋か恐喝犯のような手口である。かつてPKO法を作って自衛隊を初めて海外に送り出した時と同じく、この人の頭の中には、有権者をだますための悪知恵しか詰まっていない。

「起こる蓋然性が高く、かつ国際協力も必要



日出生台(日生まれ出する大地)。大分県北部のこの自演習場では、今年も沖縄海兵隊による実弾演習が行われた。(関係記事7ページ)

(写真はローカルネット大分・日出生台のホームページから)

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

- 維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円
- 通信会員(年額) 1口3000円

- 参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円  
(会費には本紙購読料が含まれます)

## 苦小牧、小樽、函館・・・「非核港湾の風」を受けて

な事態」とは、今、アフガンで起こっている事態であり、「テロとの戦い」と称して、米国がイラクに対してやろうとしていることである。

防衛庁は2月25日、テロ対策特別措置法に基づく米英軍への支援活動で、海上自衛隊の補給艦「はまな」と「とわだ」が合計約5万9000キロリットル(約23億円相当)の油を両軍の駆逐艦や補給艦に洋上補給したと発表した。補給を受けた米艦からは「Thank you for free fuel」(無料の燃料をありがとう)というメッセージが送られてくるという。補給艦の乗組員は、作戦の全体も、暗号すら知らされずにただひたすら、「洋上のガソリンスタンド」の任務を果たしている。しかし、アフガンの戦場では、精密誘導爆弾や燃料気化爆弾が、一瞬の閃光とともに人々を焼き尽くしている。それは自衛官の目には見えない、しかし、自衛官が果たす任務があって初めて現実のものとなる惨事である。

政府内ではいま、洋上補給の「引き際」が関心事になり始めているという。

米国がイラク攻撃する前に同時多発テロとの関係を示す「新証拠」を出せば、自衛艦の支援対象は「イラク攻撃」に横滑りするかもしれない。現場の指揮官からは、次のような声が聞こえてくる「厳密な法運用をすることで次のステップにつながる。いまイラク攻撃に同調したら、なし崩しと批判される。続けるべきではない」「残った場合、周辺諸国の見方は急激に変わり、冷たくなると肌で感じる。給油のための寄港もできなくなるかもしれない」(「朝日新聞」2月20日)。

西元氏とこの現場指揮官のどちらが「現実的感覚」の持ち主かは明らかだろう。西元氏らは、「有事のための法制」を作ろうとしているのではない。彼らのねらいは「米国とともに地獄まで墮ちる」既成事実を作ることであり、そのた

めに「有事の幻想」によって、私たちがそして自衛官を騙し、手玉にとろうとしているのではないか。その手口は徹底して卑劣で狡猾である。

このような挑戦に、私たちは何を手がかりに立ち向かうことができるだろうか。その重要な一つの鍵が、「自治体の平和力」もしくは「自治体に平和力を引き出すこと」なのだと思う。事実、私たちは今、北海道から「非核港湾の風」が吹いているのを感じている。

苦小牧市は「非核平和都市条例」を制定することを決め、2月22日開会の定例市議会に条例案を提出した。非核・平和都市宣言は道内の100市町村がしているが、条例を制定して平和行政に関する基本事項や姿勢を明確にするのは、全国の自治体では6番目、道内では初となる。

小樽では、「小樽・非核平和市民条例を求める会」(北村一幸共同代表)が、同会でまとめた条例案に約1万6500人の署名と陳情書を添え、2月25日に市議会議長あてに提出した。条例案は、小樽港に核搭載の外国船の入港は認めず、外国艦船に対して「非核証明書」の提出を義務づけている。

一方、函館でも2月26日、「非核・平和行政の推進に関する条例」の提案が市民団体「非核・平和函館市民条例を実現する会」によって提案された。運動開始以来三度目の提案である。ここでも非核証明のない外国艦艇の入港を禁止する条項が盛り込まれている。

米国防総省幹部は最近、「テロと戦うためには、核先制攻撃も辞さない」ことをほのめかしている。これら地域からの動きは、有事立法の真の狙いである「米国の戦争への協力」に対するもっとも強力な対抗構想になるだろう。

私たちの町でも、これに続く風を起こそう。



## 自治体統制、人権制約、米軍奉仕が3本柱 「有事法制」国会提出間近

青木雅彦

戦後初となるいわゆる「有事法制」(複数の法案からなる)の国会提出はまもなく、3月下旬に迫っている。

もともと憲法に違反することは明白であり、その中味を具体的に説明してしまうと国民の多数の賛同を得るのは難しいことから、政府の作戦は「潜水艦方式」だ。つまり法案提出直前まで、その内容は必要最小限のリークにとどめ国民的な議論をさせない。国会に提出したら、成立を急がせて審議に時間をかけない。

最終的に目指すものは、改憲手続なき改憲、いわば「国家改造」であるから、どうしても数多くの法律を通さなくていけない。しかしこれやっていると審議に時間を取られどうしてもボロが出てくる。そこで政府が考えたのが、ま

ずどの後の法律の通過を約束する「安保基本法」(仮称)という「包括法」を成立させて、後の「細かい」法律はこの「基本法」で作成を義務づけられているという名目で一つずつ成立させるといふ、倒錯した過程である。

### ◆「基本法」・「第×分類」・米軍協力法

具体的に今国会に提出される法案は以下の3つのカテゴリーに分けられる。(政府の描く「将来像」は報道をもとに別表にまとめた)

(1)この「安保基本法」、78年以来研究を進めてきた「日本が大規模な武力行使を受けた際」の(2)自衛隊の行動を円滑にする法律・政令案、「周辺事態法」で定められた米軍への協力を

表1 政府が描く「有事法制」のイメージ

最近の各種報道を元に整理したが、相互に矛盾する記述も多く、国会提出のタイミングや中味などについては流動的な部分も多い

大分類	主な内容	国会提出時期
「緊急事態法整備推進法案」(包括法)	全般的規定(国の責務、有事に対処するための国の意志決定、国と地方自治体との関係)	今年3月?
78年以来の「有事立法」	いわゆる「第1、第2分類(前々号参照)、第3分類(本稿表2)」に関わる法令の制定、改変	今年3月?
米軍の行動を支援する法制	戦時に米軍が自衛隊並に特例や特権を享受できるような法律(有事ACSAなど含む)	今年3月?
対テロ関連法	大規模テロ、武装工作員、武装不審船、サイバーテロ等に対応する法律	今年秋?
「安全保障基本法」(仮称)	集団的自衛権の行使も認める実質的な改憲を含む	具体的な日程未定

表2 政府が提出を予定している有事法制「第3分類」  
(所轄官庁が不明または複数にわたるもの)の内容

カテゴリー	分野	主な内容
住民の保護	交通の確保	誘導、避難の諸官庁の指定：避難円滑化のための連絡体制の確立：避難用道路の指定
	医療	傷病者への医療の実施、輸送手段の確保、死亡者の捜索、収容を行う体制の整備
	民間防衛組織	国民の生命、財産保護のための自主的民間防衛組織の設立：消防、避難、相互連絡のための自主組織と連絡体制の整備
	広報体制の整備	
自衛隊の作戦上必要な規制	周波数の確保	規制機関の指定、規制手続きの制定
	民間機と自衛隊機の運航統制	航法援助施設の電波発射統制：一元統制機関の指定：飛行可能空域等規制手続きの制定
	民間船舶運航統制	優先輸入物資の品目指定：航路の指定、船団の編成
	港湾等の封鎖	封鎖実施者の指定、封鎖手続きの制定
	敵性船舶、航空機の識別、排除	特定水・空域の設定権者の指定、設定手続き設定：危険水域での漁業の禁止
ジュネーブ条約関連	国内法の整備	所管官庁（機関）指定：任務権限の明確化：捕虜収容所、捕虜情報局等の設置
	捕獲船舶、航空機の調査	航空機、船舶の取扱機関やその権限の明確化
その他	自衛隊の人員の確保	
	民間人補償	戦争被害を受けた民間人に対する補償制度の検討
	継戦能力維持のための措置	国家補助、緊急融資、燃料の自衛隊への優先配当

(読売新聞2月3日報道をもとに抜粋)

より確実なものにする(3)米軍行動支援法案。このうち(2)については自衛隊法だけでなく、防衛庁の言う「第2・第3分類」つまり他省庁の管轄の法律も書き換えなくてはならないため、これだけですでに「国家改造」だ。実は法体系は無茶苦茶になる。それを開き直って強権的に押し進めるために(1)の「基本法」が役に立つというわけだ。

(3)についてはおまけのような印象を与えるようにしているが、実はこれが今回の最大の眼目と見るべきだ。日本に対する武力侵攻などだれもあり得ると思っていない。これから日本

が関わる戦争はすべて米軍絡みになる。「周辺事態法」ではまだまだ不足と米軍から尻を叩かれてきた日本政府が、機を見て米軍協力法を便乗させてきたのだ。

#### ◆冷戦時代の遺物が大部分

今回の「有事立法」、少なくともこの国会に提出される諸法案は、大部分は「78年型有事立法」、つまり冷戦時代に防衛庁が研究してきた法案、「ソ連軍」の大規模な侵攻を想定して書かれたものが大部分になり、時代錯誤と言わざる

をえない。しかし表向きと言うか、国民向けには「テロ」から国民の命と財産を守るためというムードを演出しており、そのため世論調査では「有事立法」賛成派が反対派を上回ることもあるなど、実態と国民意識の乖離は甚だしい。しかもその中で「役立ち」そうなのが、米軍に対する協力法なのだから何をか言わんや。国民世論を攪乱させたまでは良かったが、その主体、つまり推進派の与党・官邸・防衛庁の間でも足並みが乱れ、テロを入れる入れない、包括法を先にする後にするなど情報が入り乱れた。いかに「有事法制」が緊急性と必要性に欠けたものであるかを身を以て示したが、その混乱の土埃がおさまると、ようやくその危険性が姿を現し始めた。

#### ◆地方自治体を首相が「統制」

報道によれば、まもなく提出される「安保基本法」の中に、地方自治体に対する国の権限を強化する規定を盛り込むという。具体的な文言は不明だが、土地や物資の収用(自衛隊法103条)の際、知事が国の指示に従わない場合強制力を発揮することを可能にすることなどが含まれるようだ。それだけでなく、「緊急事態」に際して首相をトップとする「対処本部」を作った際に、地方自治体と「一体」になって、つまり地方自治体に対して首相が統制をかけることができるという規定も含まれという報道もある。

言うまでもなく、この瞬間に地方自治は消滅する。「自治体」は「有事」においては単に国の一執行機関に組み入れられてしまうわけだ。日本国憲法の地方自治の規定も、当然地方自治法も有名無実化する。

#### ◆米軍のために戦後憲法の根本理念を抹殺

戦後日本政治の世界ではもともと「有事立法」制定運動は、歪んだあるいは倒錯した改憲

運動、もっと端的に言えば「大日本帝国憲法」復古運動だった。そして旧憲法に全くなく、現憲法に明記されている理念が平和主義(軍隊の不保持)と地方自治という概念であることを考えると、この機に地方自治が抹殺の対象となるのは驚くべきことでないかもしれない。

これは「基本法」でなくいわゆる「第3分類」に属するものだが、別表に掲げたその内容を見てみると、「港湾封鎖」などの規定がある。もちろんこれは「港湾法」などで戦後初めて保障された自治体の港湾管理権を奪い取ってしまうもので、自衛隊というより、米軍が大喜びしそうな規定だ。

周知のように「周辺事態法」第9条では、自治体が米軍に協力することが「できる」と規定しているが、これが義務であるかどうかは曖昧にされており罰則もない。この点には米軍は大いに不満であり、政府も「修正」を考えていたはずだ。地方自治体の統制は、政府にとっては好ましいオプションだが、米軍にとっては必須の要件だった。

このように地方自治を奪い取る「実務的」な規定を含めて、分権や地方自治を完全に否定するのが政府の提出を予定している「有事立法」なのである。「安全保障は国の専権事項」というお得意のスローガンからは当然の帰結とはいえ、時計の針を半世紀以上巻き戻すことで、あの国家統制の時代の愚をリプレイしようとしているのだろうか。

#### ◆人権制約はじっくりと

「有事法制」にこれまで反対の声が強かったのは、言うまでもなく人権の制約を余儀なくされるからだ。当然政府としては、この点を目立たぬように気付かれぬように細心の注意を払って法案化する。滑稽な話だが、政府は「有事法制整備について、『基本的人権の尊重』と『憲法の枠内』との原則を示したうえで、内閣を中心に順次法制化を進める方針を掲げる」(讀賣

# 米海兵隊 4回目の実弾砲撃演習と 私たちのピースアクション

浦田龍次

米軍基地と日本をどうするローカルNET大分・日出生台

大分県の日出生台演習場での4回目の米海兵隊の訓練は、1月21日から2月19日まで約1ヶ月滞在して行われ、うち実弾砲撃演習は2月1日から8日間行われた。

訓練は沖縄駐留の第12海兵連隊第三大隊の1個中隊約220人が参加。155ミリ榴弾砲4門を持ち込んだが、使用したのは3門のみ。(昨年は4門すべて使用)

「米軍演習監視センター」で数えた8日間の砲撃総数は343発。内夜間は69発。総砲撃数は昨年並みだったものの、夜間は昨年の24発から倍増した。

ついに謝罪も釈明もなし

昨年2月、日出生台での米海兵隊の実弾砲撃演習の公開訓練において、米海兵隊は見学に来ていた民間人らに155ミリ榴弾砲の引き金となるヒモを引かせ発射させるという前代未聞の事件を起こした。これには地元3町、大分県までが強い遺憾の意を表明する大問題となったが、米海兵隊は平然と訓練を続行し、演習後にも謝罪も釈明もしないままさっさと引き上げてしまった。

今回は、まずこの問題について、米海兵隊の指揮官オッヘイ中佐がどう対応するのか、注目された。しかし、記者会見の場でのオッヘイ中佐はあらかじめ用意されたあたり

の挨拶文書を読み上げるのみで、結局、一言の謝罪も釈明の言葉もなかった。むしろマスコミの質問が「民間人砲撃事件」に集中することが、理解できないというそぶりを見せ、最後はぶげんとして席を立った。この記者会見は、米海兵隊の「軍」の感覚と、私たち「市民」の感覚の違いをはっきりと示すことになった。

米軍車両、155ミリ砲搬入

米軍車両と155ミリ榴弾砲の陸揚げは、1月23日、大分市大在公共埠頭に姿を見せた民間貨物船「にらいかない」から、午前9時、コンテナ8個と米軍車両40台、155ミリ砲4門が次々と運び出された。

1月24日付読売新聞はこの時の様子を、くふ頭では、米軍の給油車の給油用燃料タンクに、民間の給油車が軽油を補給していた。軍用車両を船に積み込む際に、燃料を満タンにしていないからで、補給した燃料代は、沖縄からの訓練移転に伴う経費として国が負担する、という>と伝えている。

米兵が運転する車両は午前11時過ぎに日出生台に向けて大在埠頭を出発。警察のパトカーのものものしい警備の中を大分自動車道、大分宮河内I.C.へ。途中の一般道路のすべての信号には警察官がついて、信号を青信号

3月7日)という。

しかし戦争を完全に禁じた「憲法の枠内」で戦時立法を画策しようというのが土台無理な話。問題はごまかし方の巧拙だ。だから直接的な言論統制規定は、今回の立法に盛り込まない可能性が高い。政府の現在の計画では、まず「基本法」の成立を先にして、関連法の「整備」は2年を目処に行うと伝えられる。具体的なシーンをイメージして法案をよく読めば将来「人権制約」規定を余儀なくされることが明らかであっても、そこは当座の議論でごまかしてしまう。必ず「有事法制」の全体を念頭においた議論をしないと、結局は「人権問題」でも外堀を埋められてしまうことになるだろう。

## ◆「危機管理」が何より苦手な政治家と官僚

まさしく国家の命運を決めるような重要法案の提出も間近なのに、政治の世界は無風だ。と言うより、スキャンダルの処理だけで頭が一杯という方が正確かもしれない。

この問題が国会で取り上げられるたびに、小泉首相は「備えあれば憂いなし」と一つ覚えのように繰り返す。戦争は確かに国家の一大事だが、それよりも「小さい」国家的な危機に対処出来ない内閣に「有事の備え」を語る資格と能力があるか。

戦争は外交の延長だが、外交を司るとされている我が外務省の醜態と機能不全は国家的危機でないのか。日本に対する「大規模な軍事侵襲」という空想の世界に遊ぶよりも、外務省が一人の利権政治家に乗っ取られて、幹部職員が公金横領をしている腐敗を糾す方が国家の安全保障につながるのではないか。国民の安全を脅かすのは、ミサイルやテロだけでない。食肉業者と癒着した農水省の幹部が国民の食の安全保障を崩壊させていることには、「緊急事態対処本部」を置いて対応すべきでないのか。

今回の「有事立法」法案提出の「起爆剤」の一つが、あの撃沈された「不審船」であることは問

違いない。しかし防衛庁はあの事件の時、(刻々と写真をHPで流す海上保安庁と違い)、「本日は休日ですから」と一般国民に何の情報も流さない。危機管理官庁というより、単なる呑気で職務怠慢のお役所である。しかもこの役所は、秘密訓練中の自らのヘリ同士が空中衝突するという重大事態に対しても、これまたHPでは何の情報も流さず、頬被り。役所の仕事は、正確な情報を一般に迅速に流すことであるという危機管理の要諦を全く心得ていない。賭けてもいいが、「有事」の際には一番混乱して右往左往するのがこのお役所だ。こんなところに「危機管理」を任せるのは、素人に操縦桿を握らせるようなものだ。

「有事」の際の最高指揮官となるともっと頼りない。日本の民間の練習船が米原潜に衝突されたというニュースを聞いた当時の首相はゴルフ中で、「乗員の方々の安全を祈りながら」(本人談)プレーを継続した。

その後継者の現首相もまた、アメリカにテロ戦争への自衛隊奉仕策を奏上すべく米国への専用機の中で、自衛隊から送られたジャンパー(つまり軍服)を着て、報道陣にはしゃいでいた。シビリアンコントロールという概念のない「文民」首相に「戦争」を任せることは危険極まりない。

## ◆my安全保障からの発想

幸か不幸か、現在の日本人は自らの安全保障を政治家や官僚に委ねることは出来ない。経済や衣食住含めて「my安全保障」から出発して、個人の力では不可能な真の安全の保持のために人のつながりを考えて行く。そうした回路なしには、泥棒に財布を預けるような日本の倒錯した「安全保障」政策、つまり日本「有事」化計画に賛成せざるをえなくなるだろう。 ◆◆



に操作、ノンストップで高速道路へ。道路沿線はすべてが米軍最優先となった。

大分自動車道にのってから、米軍車両3台がエンジントラブル。付き添いの米軍レッカー車1台の他、民間のレッカー車2台が出動し故障車を牽引した。

米軍車両の日出生台への運行では毎年、必ずエンジントラブルが起き、レッカー車の出番となる。意図的なのか、あるいは米軍が舗装道路も走れない程度の整備不良の車両で演習にのぞもうとしているのか。どちらにしても、地域に暮らす住民への配慮などないことに変わりはない。港でも道路でも、米軍のための官民の「後方支援」訓練が今年も積み重ねられている。

#### 米軍演習開始の日、一軒目の家が壊された

米海兵隊の訓練が日出生台演習場で行われるようになって、国は演習場周辺の住民に対して防音工事と移転保証の措置を打ち出している。移転は強制ではないというもの、移転するなら補償金を出しますよというこの措置は、日出生台の過疎化をさらに加速させ、地域共同体を崩壊させるのではないかと不安を多くの住民は抱えている。

2001年度はこの移転補償措置に6件が応募。1件目の移転補償を申し込んだ家の取り壊しが、奇しくも米海兵隊の演習が開始日の2月1日に始まった。移転補償を受けるためには、自費で自分の所有する家屋を取り壊

し、庭の樹木などをすべて片づけ、さら地にせねばならない。3月末までには残る5軒も取り壊されるとのこと。

#### 「迷惑料」としての交付金

日出生台をはじめとする本土5カ所で行われている米海兵隊の移転演習は年間4回異なる演習場を使って行われるため、毎年1カ所が「休み」となるが、今回の日出生台で本土5カ所すべてが4回の米海兵隊演習を行い、一巡したことになる。

この米軍演習移転では、国はSACO(日米特別行動委員会)予算として地元3町に従来の防衛予算とは別に交付金を加算。訓練の実施の年は4億円。実施しない年は3億円が「迷惑料」として払われてきた。(3町内での配分は玖珠町が2分の1、湯布院町、九重町が4分の1)ただし、来年度から、演習を実施しない年は1億円に減額になる。演習を重ねる度に米軍演習への依存経済が地域に作られつつある。

#### 沖縄から反戦地主ら20人と交流

2月6日から3日間、沖縄から反戦地主、一坪反戦地主、嘉手納爆音共闘のメンバーら、総勢20人が日出生台を視察、激励に訪れた。米軍演習も4年目となり、恒常化の兆しが見える中、これまで長い間、反戦の闘いを続けてきた沖縄の人々の熱い激励は、今の私たちにとってなによりも強い心の支えとなる。これまで運動の柱として私たちが続けてきた沖縄をはじめとする現地の住民どうしの交流が、こうして一つのかたちで実を結んだことに感慨を覚えるとともに、このような住民どうしの交流によって今後も絆を深めていくことこそが、なによりも大きな力にな

るものと確信した。

#### 突然発表された外出先「長崎市方面」

これまで日出生台での実弾砲撃演習が終了すると、米海兵隊員らは大分県内の名所旧跡を巡る修学旅行スタイルの集団外出を終えた後、翌日から別府市への終日の自由外出が2日間行われてきた。この別府市での自由外出では、毎年、飲酒した米兵による醜態、痴態、路上での海兵隊員どうしのけんかや、泥酔した米兵による無銭飲食(後で福岡防衛施設局が立て替え払いをしてもみ消し)など、いつでも事件へとつながりかねない状況が続いており、問題となっていた。

ところが、今年、福岡防衛施設局は、米海兵隊の集団外出先を別府ではなく、突然、「長崎市方面」と発表。同施設局は「訓練用員が日本の歴史文化等に触れ、もって周辺地域社会に対する理解を深め、さらに休養することを目的に行われるものと承知しており、今回外出先を長崎方面としたのは、原爆の影響を研修し、その地域における歴史文化を理解するため」と説明し、2月14日、15日と長崎市に集団外出を強行した。

午前中は、原爆資料館、爆心地、平和公園と回り、午後からは港にバスを移動し、夜8時まで長崎市の町で自由外出となった。

日出生台に米軍演習の問題が浮上したとき、一般の住民が最も不安を訴えたのが米兵の外出問題であり、それに対して国は協定を結んで「米兵の最高度の規律」と「米兵外出時の施設局職員同行」を約束したという経緯がある。しかし、長崎市の市民には、今回、そのような日出生台での経緯や別府市での外出の実態の情報もそれを判断する時間も与えられなかった。このような手法は、長崎市民を巧妙に欺くものではないだろうか。

外出した米兵らは(別府でもそうだったが)しらふの間は話しかけても陽気な青年たちなのだが、飲酒をすると厳しい日出生台での訓練でのストレスが噴き出すらしく、赤ら顔でコーラのペットボトルを道路に放り投げたり、若い女性にあからさまに誘いの声をかける酔った海兵隊員の姿が長崎でも見られた。

私たちが話しかけた米兵の一人は「この後はフィリピンに行く」と言っていた。アフガンに海兵隊が派遣されたことをあわせて考えても、やはり日出生台の米軍訓練は、単なる練習をしているわけではない。日出生台が再び戦場と密接に結びついた場所とされようとしている事実を私たちは自覚しなければならぬのだとあらためて思った。

#### ピースキャンドル

米軍演習が開始され、移転補償の一軒目の家を取り壊された2月1日の夜、は監視センター前の畑で、紙コップに入れた1000本のロウソクに火を灯して、私たちが描いた火文字は「ともに生きる」。

地域においても世界においても、誰もが共存できる安全保障の実現こそが私たちの願いであり、そのための努力をこれからも皆で続けていこうとの誓いを込めた「ともに生きる」の火文字が、2月の厳冬の日出生台の闇の中にひときり明るく浮かび上がった。◆◆



## 相次ぐ派兵と 基地の強化

湯浅一郎

ピースリンク広島・呉・岩国

昨年9月11日の同時多発テロを口実として、10月にアメリカがアフガニスタンで始めた一方的な戦闘行為は、今も続いている。10月7日から今日までの5ヶ月間に渡りアフガンで起こってきたことは戦争そのものである。「テロ対策としての国際的取り組み」と言うが、既に四千人以上の市民が殺戮され、いまだにアメリカによる一方的な空爆が続いている。

日本は、今も9隻の艦船をインド洋に派兵している。呉からは補給艦「とわだ」が米英軍に燃料を供給しており、3月末にも帰還の予定である。

### 「おおすみ」東ティモールへ

3月9日には戦車揚陸艦「おおすみ」が、東ティモールPKO(国連東ティモール暫定行政機構UNTAET)へ派兵される。これは、アフガンでの戦争に補給艦「とわだ」が戦時派兵されていることとは次元が異なる側面はある。だからと言って自衛隊が海外に出ていっていいことは意味しない。

湾岸戦争での掃海艦隊の派遣以来、日本は、自衛隊の海外派兵を様々な形態で実現させてきている。まず1992年6月にPKO協力法が成立し、その年の9月、カンボジャに向けて、呉から出ていったのは、今インド洋でアフガン戦争

に参加している補給艦「とわだ」である。その後、「自衛隊」は、モザンビーク、ルワンダ周辺国、ゴラン高原などへ派遣され続けてきた。そして昨年12月、「テロ特措法」とそれによる戦時派兵のどさくさの中で、ほとんど審議もないままPKO国連平和維持軍への自衛隊の参加凍結を解除する形で、「改正PKO法」が成立している。今や、自衛隊が海外にいることは「普通のこと」になってしまっており、このこと自体に日本の病んだ姿が見えている。

### 謝罪・補償なき「国際貢献」

日本は、アジア・太平洋戦争においてアジア諸国を侵略・植民地支配したことを国家として反省していない。1942～1945年の日本軍による東ティモール侵略の責任をいまだとろうともせず、侵略・植民地支配の被害者への謝罪と補償も行っていない。そのような日本が、「国際貢献」と称しても素直に信じられるはずはない。戦後補償を国としてきちんとしないまま、「国際貢献」を主張することの背景には、むしろ利権がらみの下心がある。日本は、東ティモールを武力併合し虐殺と人権侵害の限りを尽くしたインドネシアを支え続けてきたのであり、その点に一切触れないままの人道支援は欺瞞そのものである。国連での東ティモールの民族自決や虐殺の真相解明を求める決議に繰り返し反対票を投じてきた日本が、自衛隊派兵をする厚かましさは、日本人としてやりきれない想いである。新たな利権と軍事的プレゼンスの確保こそがチモールへのPKO派兵の目的であるとしか考えられない。

何よりも問題なのは、そもそも戦車揚陸艦「おおすみ」を輸送艦と称して派遣することである。海外侵攻ができる能力を持つ艦船を海外に派遣すること自体が大問題だ。いくら「輸送艦」と名乗っても、軍事的実体を隠すことにはできないはずである。

有事立法、憲法改悪によって日本を戦争ので

きる「普通の国家」にしようとする動きが急速に進んでいる。このことは、「国際貢献」の名目で自衛隊という名の日本の軍隊を海外派兵することが当たり前になっていることと軌を一にするものではないのか。

### 戦争能力強める呉の基地

他方で、こうした海外派兵を担う呉基地は、更に強化されようとしている。3月中にも、揚陸艦「おおすみ」の二番艦である「しもきた」が呉基地に配備される。搭載するLCACの整備場が、江田島町にしかない状況から、「おおすみ」型は、ことごとく呉に配備される可能性が高いことは、以前から予想されていた。言うまでもなく「おおすみ」型の輸送艦は、戦車揚陸艦であり、強襲上陸用舟艇LCACと相まって海外への侵攻を可能にする能力を持つ侵略のための軍艦である。どう見ても、専守防衛の自衛隊が持つてはならない軍艦が、私たちの町呉市に次々と配備されようとしているのである。

更に昨年の「テロ特措法」や、「国籍不明船撃沈事件」などを経て、新ガイドラインの後半部分である有事法制への動きが強まっている今、それに並行して進む自衛隊の質的転換を見過ごすことは、将来の呉市民に大きなツケを残すことになる。有事立法は、軍隊の自由を保障し、市民の基本的な人権、生活権を奪うもので、それが憲法9条の放棄に等しいものである。「専守防衛」の自衛隊が、敵前上陸可能な軍艦を2隻までも持つことは、どこからみても戦争をしかける軍隊になることを示している。このような自衛隊と「共存・共栄」する呉市は、憲法九条をも捨てて、戦争体制を作ることに加担しようとしていると見られても仕方がない。

### 岩国基地も強化

山口県にあるがヒロシマの西隣である米海兵隊岩国基地では、3月7日から大型輸送ヘリ

CH53Dが新たに配備された。老朽化などで事故の危険性が指摘されている点について、基地側はあらためて、「完全な機体整備を行って」と、不安の払しょくに努めた。CH53Dは全長27メートル、高さ7.6メートルで、航続距離は約1100キロ。最大で55人が乗れる。「海兵第363大型ヘリコプター中隊」の8機、180人が3月中に配備され、配備機は一九七〇年代後半に製造された。訓練もすでに始まり、夜間飛行の可能性もあるという。人員や物資の輸送のほか、救難任務も可能である。

また岩国と那覇の海兵隊員や武器を輸送するために、リースでオーストラリアから1万トンクラスの「高速(時速80km程度)フェリー」を入手した。運搬能力はC-17輸送機の9機分にもなる。兵員なら一度に1000人は運べる。これまで沖縄から韓国に演習時に2週間かかっていた輸送が22時間に短縮できるというわけだ。「これで日本本土で唯一空港と港を備えた基地である岩国が、いっそう拠点施設になる」。朝鮮有事に向けての岩国基地強化の一環であることは間違いない。この船なら民間港を使わずに直接基地に入れるので、テロにも安全」と言っている。

さらには、米海軍佐世保基地の掃海艦二隻が2月21日、日米地位協定に基づき、徳山港の晴海ふ頭に入港した。日米共同掃海訓練に伴う3年連続の入港である。「ガーディアン」、「パトリオット」が着岸し、ごみを搬出し、給油した後、午後2時ごろまでに出港した。2月15～27日にかけての周防灘における日米共同掃海演習の中間で、最寄りの民間港である徳山に入り、ごみを捨て、燃料を補給する作戦行動が恒例化しているのである。

派兵時代に対応して、ヒロシマの基地群も、強化が進んでいるのである。◆◆

# 沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる  
#58

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員  
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長

〒901-2203

沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-101伊波  
洋一事務所

TEL&FAX 098-892-7734

名護市長選投票日翌日の2月4日から県議会米軍関係特別委員会としてハワイとグアムの米軍基地調査と両州政府及び議会関係者へ在沖縄米軍基地受け入れを話し合うためにハワイへ出発したので、前号の報告では名護市長選挙投票結果に対する県内の反応を十分に伝えることができなかった。

名護市長選挙の結果に肩を落としている反基地、環境保護派の市民を元気づける朗報が届いている。国連環境計画がジュゴン保護勧告を出し、米・英・カナダの国際研究グループが沖縄のさんご礁を世界一貴重と発表したことだ。県議会軍特委もハワイとグアムの政府や議会が全ての在沖米軍基地を受け入れる意向であることを確認してきた。北谷町での基地返還跡地で発見された廃油入りドラム缶についても、前号の報告は20本までだったが、その後も続々と見つかり、最終的には143本の廃油入りドラム缶が掘り出された。今号でも引き続き報告したい。

## ドラム缶廃棄は米軍の指示

前回報告した北谷町の米軍基地跡地で見つかったタール状の廃油が詰まったドラム缶は、磁気探査を行なって調べたところ最終的に143本の廃油入りドラム缶が掘り起こされた。掘り起こされたドラム缶と廃油の混ざった汚染土約300トンは、産業廃棄物処理業者によって一時的に沖縄市の業者管理地に移された。

北谷町の調査によれば、廃油入りドラム缶投棄が米陸軍の指示に埋めたものであることが元基地従業員の証言で明らかになった。北谷町が廃油入りドラム缶の撤去作業をした関係者に聞き取り調査を行なった結果、ドラム缶が投棄された当時の現場を知る元基地従業員を含む4名の証言によると、1975年ごろに米陸軍のポストエンジニア(施設管轄局)の指示で大型運搬車に満載されたドラム缶を埋めたことが明らかになった。その後の1981年に同跡地は返還された。沖縄返還(1972)まで、米軍住宅に設置する石油タンクは地中に設置される際にサビ防止のためにコーラルを塗って地中にうめていたが、本土復帰後は地中に埋めることが

できなくなり、錆び止めのコーラル状物質が不要になって廃棄された模様。町の調査に対して元基地従業員は「いつか問題になるのではないか」と証言している。

北谷町の辺土名朝一町長は、2月7日に元基地従業員の証言を盛り込んだ町の調査結果を山崎那覇防衛施設局長に突きつけて、被害補償と国の責任で浄化をするよう求めた。山崎那覇防衛施設局長は「原因者の特定が難しくても、経費負担について検討している。被害者に対しても誠意をもって対応したい」と答えた。県文化環境部は、サンプリングしたタール状物質や周辺土壌、周辺地下水、河川水などにPCBや鉛、ヒ素など28項目の有害物質が含まれていないか検査していたが、2月15日に中間報告を行ない、PCBや鉛、ヒ素など20項目について周辺土壌や水質には含まれていないことを明らかにした。

一方タール状物質については六価クロムやベンゼンなど20項目を「技術的に不可能」とコメント。有害物質が確認されなかったことで、地域住民はいくらか安堵し、北谷町長は「胸をなでおろしている」とコメント。国は、責任をもって対応することを明らかにしたが、今後のためにも

同様な基地汚染の処理手順を明確に定める必要がある。

## ドラム缶保管に沖縄市が撤去要請

北谷町の廃油ドラム缶と汚染土壌が撤去作業を引き受けた廃棄物処理業者の沖縄市内の施設に一時保管されていることに地域住民自治会等から不安の声が挙がったため、成分分析もされず安全確認もされないまま持ち込まれていることは問題として沖縄市は那覇防衛施設と北谷町役場を訪ねて早急に撤去するよう要請した。辺土名北谷町長も防衛施設局に対して「沖縄市民の不安払しょくするため、処理を含めて対応してほしい」と早期解決を訴えている。今回の県や国の対応について、北谷町や沖縄市からは不満の声が挙がっており、米軍基地に関する環境浄化対策の処理手順の明確化と処理の迅速化が急務だ。

## キャンプ・ハンセンで山火事続発

2月に入り、金武町のキャンプ・ハンセン演習場で米軍演習による山火事が多発している。2月13日にはレンジ4付近で実弾射撃訓練により発生、約3時間で4万6875平方メートルを焼失。2月21日にはレンジ10で米軍の爆破訓練による原野火災が発生し、約1万8700メートルを焼失した。さらに2月27日のレンジ4着弾地付近の火災では6時間にわたり約13万平方メートルが焼失した。キャンプ・ハンセン演習場で行なわれてきた砲撃訓練が全国各地に分散された後、同演習場では機関銃等の実弾射撃訓練が多くなり、原野火災を発生させる原因になっている。

隣接するキャンプ・シュワブ演習場でも2月5日にレンジ10で原野火災が発生し約1万4000平方メートルが焼失し、21日にも同レンジ付近で原野火災が発生し約20万5千平方メートルを焼失した。2月だけで米軍の演習によって約41万5千平方メートルが焼失したこ

とになる。今年は2月までに6件の火災が発生し、すでに昨年1年間の発生回数5件を上回っている。

2月27日午前、恩納村議会が臨時議会を開催し21日の原野火災の抗議決議を全会一致で可決し、名護市議会が可決した米軍に起因する原野火災に対する抗議決議を手交するため、那覇防衛施設局や県、県議会、在沖米総領事館を訪ねた日であるが、ちょうど同時刻に13万平方メートルを焼失させた原野火災が発生していた。

県や金武町や宜野座村、恩納村、名護市および各市町村議会の抗議決議、要請にも関わらず、米軍演習に起因する原野火災が続発していることに、多くの住民と関係者は苛立ちと怒りを感じているが、米軍の実弾演習を規制する以外に打つ手はない状況だ。名護市議会の抗議決議は実弾演習の廃止を求めている。

## 国連環境計画がジュゴン保護勧告

2月13日に国連環境計画(UNEP)が、ジュゴンの生息状況に関する総合的な報告書をまとめ発表した。その中で沖縄のジュゴンの生息状況も指摘し「沖縄周辺の水域では過去30年にわたってジュゴンが目撃され、わずかな数の孤立した個体群が生息している」とし、米軍の演習の影響や、混獲を防ぐ措置がとられていないなどの問題点を指摘して、「ジュゴンの生息地を持つ先進地は日本とオーストラリアだけで、両国はジュゴン保護に特別な責任を負っている」と保護区の設定など対策強化を求めている。

今回のUNEPの報告は、国際自然保護連合のジュゴン保護勧告決議をうけて出されたものだが、ジュゴン保護基金など名護辺野古地域のジュゴンを守る自然保護運動の取り組みの成果だろう。名護市長選挙の勝利で着々と海上基地建設を進める日本政府と米軍には、大きな打撃となるにちがいない。

UNEPの報告書について、環境省野性生物課はジュゴン保護を前向きに取り組む姿勢を示

している。一方、ジュゴンの生息が確認されている名護市辺野古沖に巨大軍民共用空港建設を推進する沖縄県は「建設場所をジュゴンの餌場である藻場の多いリーフ内を避けた。今後の建設計画、環境アセスメントで対策をとる」との立場だ。辺野古のジュゴン保護に強い関心を寄せる世界自然保護基金日本委員会(WWWF J)の花輪伸一さんは報告書を高く評価し、「世界各地では魚網による混獲が問題になっているが、日本では軍事基地も加わる。日米両政府はUNEPのメッセージを真剣に考えなければならない」と指摘している。

地元名護市でジュゴン保護に取り組むジュゴン保護基金委員会の東恩納琢磨事務局長は「生息地の名護市の東海岸に基地を建設し、絶滅に追い込めば、世界から非難を浴びるのは火を見るより明らかだ」と軍民共用空港の建設中止を求めた。

#### 沖縄のさんご礁、世界一

2月15日付の米科学紙サイエンスによると、世界の海で最も緊急に保護が必要とされる珊瑚礁地域10箇所の一つに沖縄周辺地域が選定された。米ハーバード大や英国、カナダなどの国際研究グループが調査し選定したもので、研究グループは魚介類やサンゴ、節足動物など3235種類の生息状況を分析して、緊急の保護対策に必要な10箇所の「生物多様性のホットスポット」を選定した。これらの地域の合計面積は海全体の0.012%しかないが、生息地が限られた貴重な生物種の54%が生息している。特に沖縄のさんご礁で確認された貴重な生物は75種と最も多かった。同研究グループは、これらのさんご礁に自然保護区を設定するよう警告している。八重山諸島の白保の珊瑚礁は広く知られているが、辺野古沖もリーフから外洋にサンゴが広がっている。海上ヘリ基地の建設場所と重なるので、今回の国際研究グループによるさんご礁の生物多様性ホットスポット選定も、軍事基地建設に対する一つの歯止めになっ

ていこう。

#### ハワイ、グアムを視察・調査

沖縄県議会の米軍基地特別委員会は、在沖米軍の訓練移転および兵力移転の可能性の調査のため2月4日から9日までハワイとグアムで米軍基地調査と両州知事および州議会との話し合いを行なった。私も委員として参加したので報告する。

ハワイでは、カネオヘベイ海兵隊航空基地を視察し大佐クラスの責任者から基地の状況についての説明を受けた。ハワイでも基地閉鎖が進んでおり、ホノルルのあるオアフ島ではハーバーポイント海軍飛行場が1999年に閉鎖され、2500人の兵員と45機の航空機がカネオヘベイ基地に移ってきた。カネオヘベイ基地を常駐基地にしていた中型ヘリCH46の4個中隊は2中隊が米本土へ、2中隊が沖縄の普天間基地に移駐したと説明した。移動理由は兵員のいる所にヘリのニーズがあり、配置する必要があるとのこと。配備予定のオスプレイの危険性についての質問には、統計上はCH46がもっと悪いと答えた。基地にはP3C対潜哨戒機やCH53大型ヘリなどが常駐しているが、全体的に建物は隣接し、込み合っている感じだった。

地域住民との関係では、巡回飛行訓練は住宅地を避けて行なっているが、毎日苦情の電話があったとのことだった。9月11日の同時テロ以降は苦情電話はパツリ止んで入ると説明した。

グアムではアンダーセン空軍基地を視察した。極めて広い空軍基地には未使用の地域が広がっていた。燃料タンクが何基も建設中であり、新築された小学校や改築補修された軍人家族用住宅が印象的だった。入り口ゲートでも新しい検問所が建築中で新たな基地建設の真最中という感じだった。グアムでも基地の閉鎖が行なわれており、海軍基地等の閉鎖でアンダーセン空軍基地に海軍関係の住宅が移ってきているとの

ことだった。基地内の説明は基地司令官が行なったが、アンダーセン基地の戦略的な役割の重要性を強調していた。他部隊の新たな移駐で問題はあるかとの問いには、格納庫や住宅など施設の余裕はないので施設の建設が必要だが、敷地上の問題はないとのことだった。現在は、空軍の常駐部隊はおらず、海軍後方支援救難ヘリ部隊(最大15機)が常駐している。視察時に駐機していたのはB52爆撃機2機、FA18ジェット戦闘機が数機、C9貨物機などで、C130が巡回飛行訓練をしていた。大回りのC130の巡回飛行訓練でも住宅地にはかからないとのこと。

#### ハワイ州知事や議会は基地問題解決に協力

ハワイ、グアム視察の目的の一つは、両州知事と議会に沖縄の米軍基地問題解決のために米軍訓練と米軍兵力の受け入れについて話し合うことだった。

ハワイのカエタノ州知事は「沖縄の基地問題については前大田県知事といろいろ話し合いました。州議会にもその事を伝え、理解を示しております。稲嶺知事にも、ハワイに訪問された際に同様に伝えております。ただし、軍事関係の問題は連邦政府の問題であり、州レベルで処理することは困難なことでもあります。私は、前大田県知事に3万8千人の在沖米軍の部隊をハワイの基地に受け入れることを歓迎する旨を言いました。いまでも、沖縄の人々の過重な基地負担に関する感情は理解しておりまかすし、沖縄の基地の現状も認識しています」と述べ、引き続き在沖米軍基地を受け入れる姿勢を表明した。

引き続き訪れた開会中のハワイ州議会では上下両院本会議場の傍聴席にいた私達を紹介議員が発言して紹介してくれた。特別扱いかと思ったら、議場をぐるりと取り囲む構造の2階傍聴席にいた幾つものグループをそれぞれ関連のある議員が傍聴者の氏名、団体名などを紹介していた。議長は他にいませんか、と尋ねていたので傍聴者を紹介するのは毎回のことらしい。個々

の議員と市民との距離の近さ、州議会と市民との近さを感じることができた。もう一つ、ハワイ州議会上下両院の議場は一階広場を挟むように作られており、1階広場から議場が見えると同時に、広場から自由に入出入りできるようになっている。10年以上前にも訪ねたことがあり、開かれた州議会の印象があったが、今回の再訪で、できるだけ密室化して議場を「聖域」化している日本の議会は、ハワイ州議会の対極にあると感じた。

ハワイ州議会には沖縄系の議員も多く(11名)、日系やハワイ系、フィリピン系などの議員にも賛成してもらって、これまでも沖縄の米軍基地の整理縮小を求める決議を行なってきた。今回は、沖縄系のデニス・アラカキ(新垣)下院議員にお世話になった。議会では、ガルシア下院軍事問題委員長と話しあった。ガルシア委員長は「基地の移設に関して州議会には行政的権限はありませんが、皆さんの意見を米国政府関係者と軍関係者に伝えることはできます。2、3年前にはアラカキ議員と沖縄を支援するための議案を州議会に提出し議決しました」と述べ、引き続き沖縄の基地問題の解決のために協力を約束してくれた。

#### グアム議会、グアム政府は基地移設を歓迎

ハワイの次に訪れたグアム議会議長およびグアム州知事からは、積極的に在沖米軍基地を受け入れる意向が示された。

グアムは、1521年にポルトガル人探検家マゼランによって1521年に発見され、1565年にスペインがマリアナ諸島の領有権を宣言して1898年の米西戦争終結まで統治したが、米国の勝利で米領国になってからは米海軍



が統治していた。第二次大戦中に一時期日本に占領されたが、戦後、米国内務省の管轄に移され、1950年にグアム基本法が米議会で制定されてグアム住民に米国市民権が与えられ、1970年からは選挙による知事、副知事のもとにグアム政庁が置かれた。1972年からは投票権はないが、発言権を有する任期2年の連邦下院議員を1名送っている。一時期高揚したグアムの自治権・自決権を求める運動と先住民のチャモロ人の権利回復としての基地返還運動は現在は沈静化しているという。

観光産業と連邦政府支出に依存するグアムの経済だが、観光客は137万人(1997年)をピークに下降の一途をたどり100万人を切る状況にある。米連邦支出も米軍基地の閉鎖と兵力削減と連動して下降し続けている。基地閉鎖は、1996年から2001年で軍人2104人、現地雇用民間人2665人の計4769人の削減を見込んでいる。グアムの人口は約15万5千人であり、観光客の落ち込みと基地閉鎖による連邦支出や現地雇用の減少は、極めて厳しい影響をグアム経済に与えている。

最初にグアム議会のウンピゴ議長と訓練移転と部隊移転について話しあった。副議長などが同席した。議長は「グアムでは、すでに在沖海兵隊の訓練が実施されており、グアムに在沖米軍が移駐してきて、家族住宅を含めて、受け入れるスペースは十分にある」と述べ、2001年2月14日にグアム商工会議所が米軍部隊受け入れを決議した白書を説明してくれた。米軍基地の受け入れを求める白書については、州議会議長も州知事もグアム選出連邦下院議員の支持する署名を行っていると説明した。最後に、議長は「沖縄県でも兵力削減を強く訴えて、その部隊がグアムに来るよう要請を行っていた」と締めくくった。

参加したグアムの議員の一人は、「私が考えるには、沖縄に基地を置く理由として、経費の問題が大きいとおもいます。日本政府が思いやり予算等の経費をもたなければ、米軍が沖縄にいるメリットは小さいのではないかとかがえま

す。州議会では、現在、沖縄の基地をグアムに移設して欲しいという決議を審議中です」と発言し、グアム議会としても在沖米軍基地のグアム受け入れを積極的に取り組もうとしていることを明らかにした。

引き続き、グアム政庁にギテレス・グアム知事を訪ねた。ギテレス州知事は、「沖縄に駐留する米軍兵力の一部の移転を歓迎する」との1998年の表明について、現在でも変わらないことを述べた。現在の米軍基地内に施設等を増設することが前提であり、新たな土地の接収を伴うものであってはならないとの制約条件を付けていることを付け加えた。

### グアム商工会議所の白書

グアム商工会議所の白書は「アジア太平洋地域における軍事力再編成におけるグアムの役割」と題するもので、2001年2月14日に採択されている。前置きで、グアムには米海軍と米空軍の物的資産(土地、建物など)が相当あり、さらに兵力を受け持つための基盤を拡大することも可能であると述べ、白書の目的では、この白書はグアムの政府と人々が大きな軍事部隊の基地をグアム島に受け入れ、またそれを歓迎することを説明するためのものであるとしている。第1章でアジア情勢、グアム世論、グアム経済の動向を示し、第2章でグアムでの軍の駐留拡大のメリットが述べられ、第3章では個々の部隊の受け入れの可能性が示されている。

例示されているのは、

- A. 第31海兵遠征部隊(強襲揚陸艦やドック型揚陸艦を含む)及びFA-18とヘリコプター部隊、
- B. 厚木基地の空母航空団、
- C. 在沖空軍、
- D. 空母、
- E. 空中給油機部隊、

の5つの部隊。沖縄だけでなく、岩国基地や厚木基地、横須賀基地の役割を引き受けようという白書である。そして、実際にアンダーセン基地で

は燃料タンク工事が着々と進行していた。グアムが移設先になることを引き受けていることは、日本国内で米軍基地を抱える地域にとっては基地撤去運動の後押しになるただろう。

白書には述べられていないが、すでにハワイの20隻の原子力潜水艦のうち3から5隻をグアムのアブラ軍港に配備する計画が進行しており、米国領の最西端にあるグアムでの基地強化が進行している。帰りの飛行機が離陸する際に窓からアンダーセン基地の全体を見ることができたが、使用している滑走路地域の北西側にもクロスする滑走路をもつ未使用の補助飛行場があった。嘉手納基地と普天間飛行場を同時に移せるということを実感的にも実感した。

今回の訪問で会うことはできなかったが、グアム議会には基地返還を求め、チャモロ人の自治権・自決権運動に取り組んでいた議員もいる。彼等は基地建設にどのような意見を持っているのか、いつか聞いてみたい。ハワイ、グアム調査結果は、さっそく2月定例会の代表質問や一般

### 自社員による「新日米地位協定案」要旨 (「琉球新報」より)

- 第二条に法令尊重義務を置く  
日本国の法令尊重重視を強調するため、現行の16条から協定の冒頭部に移す。
- 第三条2項に基地使用計画の日米協議項目を追加(現四條) 基地の使用目的や10年ごとの使用計画書の提出を義務付ける。政府は計画書審査の際、県知事、関係自治体の長の意見を聞き、尊重する。新施設建設の場合は、使用協定を合同委員会にかける。
- 第四条(現三条)・基地立ち入り権  
基地に事前通知をし、緊急の場合は通報のみで立ち入ることができることを明記する。
- 第五条(現四條) 基地の原状回復義務は日本政府と明記。基地返還の際は、事前に両国で環境調査を行い、且本政府は汚染除去、浄化作業を行う。米国は協力義務を負う。
- 第七条に環境保全関連事項を新設 (1)訓練で、米軍は日本国の法令、特に環境法令を尊重し、施設外に環境被害を及ぼさないように努める(2)訓練・演習の環境への影響調査を両国政府、関係自治体で3年ごとに行う(3)環境影響評価基準は両国の厳しい方を採用する(4)新たに施

設を建設する場合は、米軍は日本の法令を守り、環境アセスを実施する義務を負う。  
●第11条 軍人、軍属、動植物の検疫に日本国内法を適用する。  
●第12条(現10条) 日本の運転規則に関する講習済みの者だけ、基地外で運転できる。  
●第16条(現14条) 米軍人・軍属らの私有車両に対し、課税できるようにする。  
●第18条(現17条5項) 米政府に対し、軍人、軍属、家族(公務内外問わず)の被疑者の起訴前の拘禁の日本側への移転の要請に応ずる義務を明確化する。被疑者の取り調べ時には、弁護士の立ち会いを許可する。  
●第19条(現18条) 米軍人、軍属の公務外、家族の事件事故への請求権で、被害者は政府に補償請求し、日本政府が被害者に補償金を支払う。日本政府は被害者に支払った額を分担合意案(日本25%、米国75%)に基づき、米政府に請求する。  
●第26条(新設) 米軍の飛行機・船舶の事故は日米合同調査委員会が調査する。  
●第27条(現25条) 日米合同委員会の合意を速やかに公開。施設の返還、提供の際に、関係自治体の意見聴取を義務付け。日米合同委の中に地方自治体代表が参加する地域特別委員会を設けることを義務付ける。

### 地位協定改正案を自・社が公表

2月11日までに自民、社民の国会議員が新日米地位協定案をまとめた。自民党若手で構成する「日米地位協定の改定を勉強する議員連盟」や沖縄出身の東門美津子(社民)衆議院議員や照屋寛徳前参議院議員らが関わり、環境や米軍人・軍属による事件・事故の被害補償を重視している。国内環境法の適用と基地内立ち入り権を明記しているが、基地の環境浄化を日本政府の責任とし米軍の浄化義務を免除しているのは疑問がある。ドイツのボン補足協定では駐留米軍の浄化義務を定めており、米国自身も海外の米軍

基地および米軍活動に起因する重大な環境汚染の除去を義務付けていることにも関わらず、米軍を免責する地位協定案となっている。

その後、自民党の議員連盟は党内に地位協定改定に向けた小委員会を設置する方針を決めたが、日本政府は運用の改善で臨む方針であり、実際に影響力を発揮できるか不明。2月21日には沖縄県の市議会議長会の臨時総会でも日米地位協定の早期改正を求める決議が全会一致で決された。

2月議会の開会中で、予算特別委員会に入ったため十分な時間が取れず、不十分な報告となった。名護市長選挙結果への県内の反応も報告しなかったが間に合わなかった。市長候補

だった宮城康博さんは、ジュゴン研究者のヘレン・マーシュ教授からのメールの“Keep the fight”に励まされてジュゴンを守るために全国を駆け回っているようだ。

私達も顔を上げて未来をしかつと見据えてがんばろう。  
(3月9日記)



### 会計報告 (02.1.30~3.8)

#### 〔収入〕

○前月からの繰越し	440,100
○当期の収入	74,000
会費収入	74,000
(内訳) 維持団体	0
維持個人	0
参加団体	65,000
参加個人	0
通信会員	9,000
カンパ収入	0
預金利子	0
資料収入	0
運動収入	0

#### 〔支出〕

●当期の支出	46,623
電話FAX費	4,668
郵送費	35,828
文具・備品	3,397
印刷・コピー代	0
振り込み等手数料	0
分担金	0
雑費	2,730
●次月への繰越し	467,477

### 原子力艦 入港情報

(130)

2002.1.1~3.8

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

B F=原子力潜水艦(原潜) ベンジャミン・フランクリン級

#### 横須賀

◆ 1/20	09:56	原潜ジェファーソンシティ(L) 入港
◇ 1/21	10:00	原潜ジェファーソンシティ(L) 出港
◆ 2/15	10:13	原潜ポーツマス(L) 入港
◇ 2/27	09:58	原潜ポーツマス(L) 出港

横須賀当期計(うち原潜): 2(2)

#### 佐世保

◆ 2/26	13:52	原潜ジェファーソンシティ(L) 入港
◇ 同日	14:21	原潜ジェファーソンシティ(L) 出港
◆ 3/2	09:12	原潜ジェファーソンシティ(L) 入港
◇ 同日	09:52	原潜ジェファーソンシティ(L) 出港

佐世保当期計(うち原潜): 2(2)

#### 初代ビーチ(沖縄・勝連町) なし

◆ 1/24	10:07	原潜ジェファーソンシティ(L) 入港
◇ 1/25	07:57	原潜ジェファーソンシティ(L) 出港
◆ 2/24	08:03	原潜コロンプス(L) 入港
◇ 同日	08:15	原潜コロンプス(L) 出港

初代ビーチ当期計(うち原潜): 2(2)

●2002.1.1から3.8までの各地の原子力艦入港数( )内は原潜

横須賀 2(2)

佐世保 2(2)

初代ビーチ 2(2)

合計 6(6)

### 【キャッチピースの連絡先が2001年10月から変わっています】

9月24日に、横浜の事務所を閉鎖したことにともない連絡先が次のとおり変更になりました。お便り通信の送り先などご注意ください。そろそろ転送期間が終わってしまいます!

<新連絡先> 223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方

TEL/FAX 045-531-1341 E-mail tamaki@ab.mbn.or.jp